令和　７年（ケ）第　　１０４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　６日
大阪地方裁判所岸和田支部
裁判所書記官　西　川　夕　紀

別紙物件目録記載の不動産５を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２０日午前９時００から 令和　８年１１月２７日午後５時００まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２３日　午前　９時５０分 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　６日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	22,300,000 17,840,000	一括	4,460,000	162,466	68,475
1	2,580,000				
2	4,640,000				
3	15,080,000				
備考					

令和　7年（ケ）第　　１０４号

物　件　目　録

１　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　７２９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１７４．５５平方メートル

２　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　７２９番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３１４．０４平方メートル

３　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目７２９番地３

　　家屋　番号　　７２９番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ソーラーパネルぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６５．４７平方メートル
　　２階　５８．７５平方メートル

令和　7年（ケ）第　　104号

物　件　明　細　書

令和　8年　8月19日
大阪地方裁判所岸和田支部
裁判所書記官　池　辺　　幸

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1，2】
隣地との境界が不明確である。

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　7年（ケ）第　　１０４号

物　件　目　録

１　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　７２９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１７４．５５平方メートル

２　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　７２９番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３１４．０４平方メートル

３　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目７２９番地３

　　家屋　番号　　７２９番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ソーラーパネルぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６５．４７平方メートル
　　２階　５８．７５平方メートル

令和　７年(ケ)第　１０４号
令和　８年　１月２６日受理
令和　８年　3月　6日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部
執行官　山　内　恒　雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　7年（ケ）第　　１０４号

物　件　目　録

１　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　７２９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１７４．５５平方メートル

２　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　７２９番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３１４．０４平方メートル

３　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目７２９番地３

　　家屋　番号　　７２９番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ソーラーパネルぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６５．４７平方メートル
　　２階　５８．７５平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	岸和田市尾生町３丁目２９番２９号
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない　　種　類： □ある　　構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 □ある　　保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■　表札等の表示

表札及び郵便受けの表示　なし

■　目的土地の現況について

1　物件１土地についての地積測量図は残地によるものであり、物件２土地についての地積測量図は法務局に備え付けがなく、境界が明確ではないので、形状、範囲は判然としない。そのため、正確には専門家による調査を要するが、目的建物の敷地として使用されていると思われる部分の形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、地積は概ね公簿どおりであると思われる。

2　目的土地は、一体となって目的建物の敷地となっている。

3　土地建物位置関係図のとおり、高低差が存在した。

4　岸和田市役所で調査したところ、目的土地は建築基準法上の道路に接面している。

■　目的建物の現況について

1　形状は、概ね間取略図のとおりであった。

2　内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在した。

3　経年によるものと思われる劣化、損耗が認められた。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■所有者	1　目的建物には、私が居住しています。目的土地、目的建物は、どの部分も誰にも貸していません。目的建物１階の洋室は、私がやっている会社の事務所にも使用していますが、使用についての契約はなく、家賃等の金銭の授受もありません。 2　目的土地上に目的建物以外の建物はありません。 3　目的土地上にある軽自動車は私名義ではありませんが、私が停めたものです。近々目的土地から出して廃車する予定です。 4　以前は目的土地の西側の空地を駐車場として借りていましたが、今は使用していません。 5　目的建物はオール電化です。 6　目的建物２階のトイレの前の部分（間取略図の「機械置場」とある部分）は、太陽光発電の関係の機械が入っているところです。その部分の扉を開けることはできません。 7　目的建物に損傷はありません。
■所有者の甥	目的建物には、所有者が居住しています。目的土地、目的建物は、所有者以外の人は使用していません。私は、目的建物に居住していません。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 1月27日 13：25－13：40	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
8年 1月29日 9：18－ 9：27	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
8年 2月 2日 10：25－10：40	岸和田市役所	道路等調査
8年 2月12日 11：05－11：12	物件所在地	連絡要請文書投入
8年 2月12日 ：　－　：	執行官室	所有者へ照会及び連絡要請文書送付 ライフライン調査（郵送）、車両照会
8年 2月24日 9：14－ 9：18	執行官執務場所	所有者から電話
8年 2月24日 9：50－10：30	物件所在地	所有者の甥立会いのもと立入調査、評価人帯同
8年 2月25日 13：10－13：20	執行官室	所有者から占有状況等聴取（電話）
8年 3月 5日 9：05－ 9：10	執行官室	所有者から目的土地上の軽自動車について聴取（電話）
8年 3月 5日 12：48－12：53	大阪法務局 岸和田支局	商業登記調査

（特記事項）

■　令和　8年　2月24日
目的建物は不在で施錠されていることも予想されたので、証人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので、　　を証人として立ち会わせ、技術者による解錠の上建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

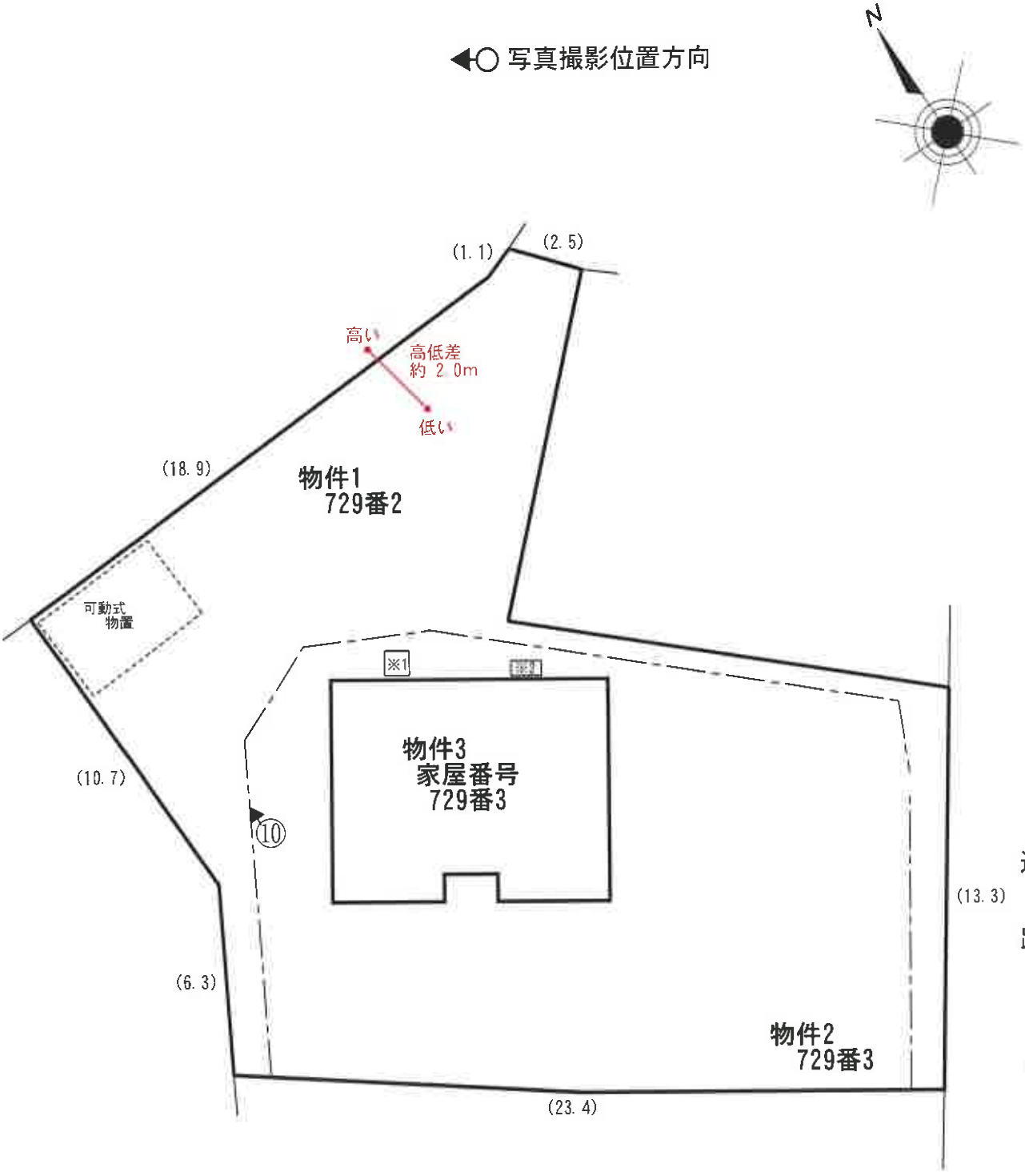
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第104号

目的建物の敷地として
使用されていると思われる部分

◀○ 写真撮影位置方向



※1　ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機（貯湯ﾀﾝｸﾕﾆｯﾄ）

※2　蓄電池ﾕﾆｯﾄ

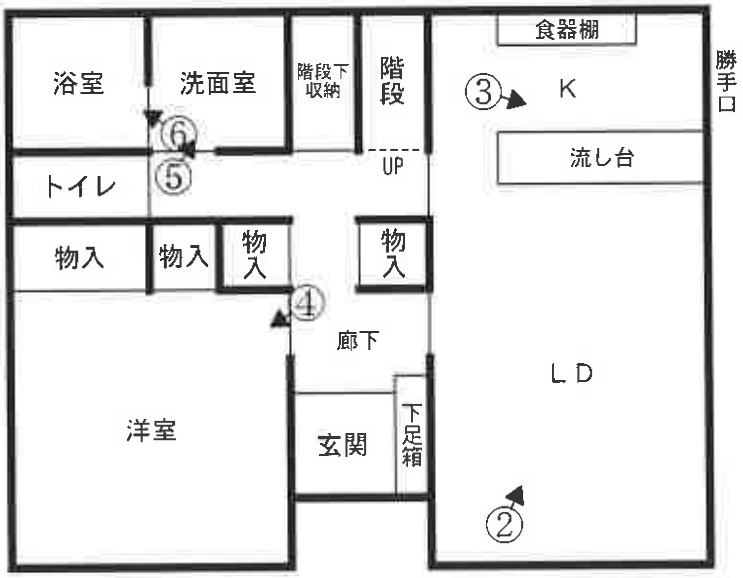
間取略図

令和7年（ケ）第104号

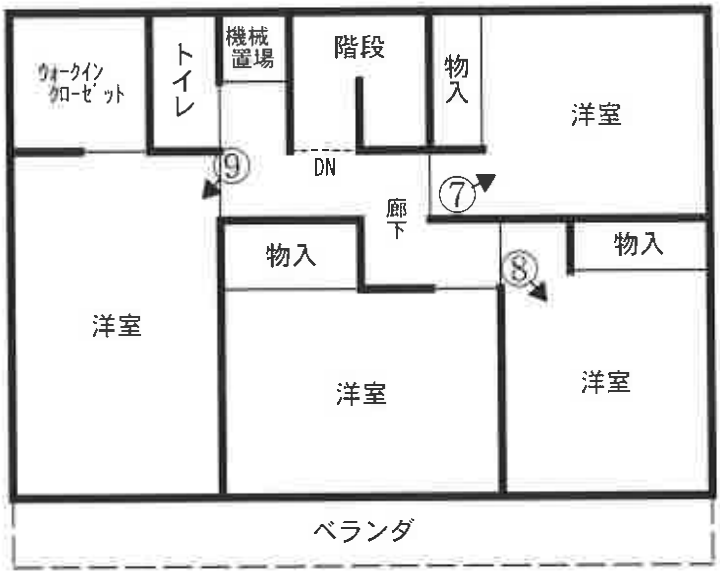
◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



（7枚目）

日的建物



①



②



③



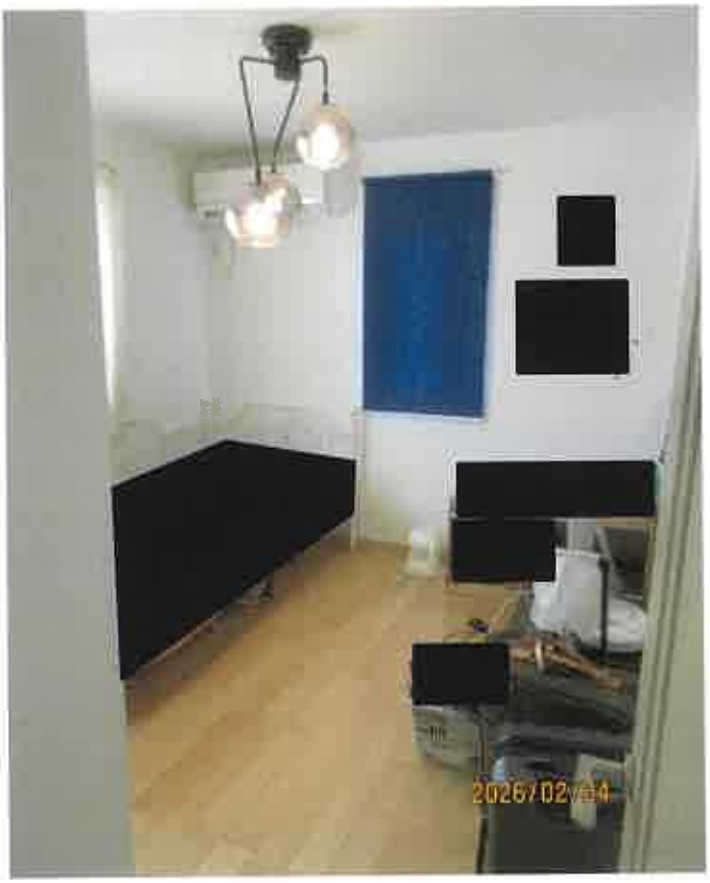
④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩

令和7年（ケ）　第104号
令和8年2月24日　現地調査
令和8年7月21日　評　　価

大阪地方裁判所 岸和田支部　御中

評　　価　　書

（土地付建物）

評価人　不動産鑑定士

来島　裕

第１　評価額

一　括　価　格	
金 22,300,000円	
内　訳　価　格	
物件１	金　　2,580,000円
物件２	金　　4,640,000円
物件３	金　　15,080,000円

１　一括価格は，物件１～３の各不動産について，一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１，２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり，物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1・2	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	同左。特記事項参照
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左

番号	特記事項
1・2	・物件1については、法務局備付の地積測量図が残地求積であり、物件2については、地積測量図が存しない。目的土地の現況使用範囲を概測したところ、地積は物件1・2の登記数量合計と概ね符合した。 ・目的土地については、公図、地積測量図及び市役所備付の地番家屋参考図に表示された各筆の位置・形状と、現況使用範囲、建築計画概要書及び建物図面に表示された土地の位置・形状との間に相違が認められる。法務局資料や地番家屋参考図を前提とした場合、図面上、隣地建物の一部が目的土地に重なるようにも見える。また、建築計画概要書上の敷地地番は「729番3、729番2の一部」と記載されている。現地には、隣地との境界等を示すものと見られる鋲が存するが、その設置経緯及び登記上の筆界との整合性は確認できなかった。以上のとおり、目的土地の正確な筆界の位置及び形状は判然としないため、関係当事者立会いの上、専門家による調査、測量等が必要である。
3	物件3（目的建物）については、登記記録及び法務局備付の建物図面等を基に実地調査し、用途，構造，規模等、概ね符合することを確認した。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１・２）

位置・交通	ＪＲ阪和線　下松駅　南東方　道路距離　約1,800m （別添「位置図」参照） 最寄バス停　尾生停留所　南東方　道路距離　約300m	
付近の状況	中小規模住宅が多い既成住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	高度地区第3種 日影規制（5-3時間/4m） 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域
画地条件	規模	488.59㎡　（登記地積合計）
	形状	不整形
	間口・奥行	間口約13.3m・奥行約24m（間口中央部）
	高低差等	概ね平坦
接面道路の状況	南東側	幅員約5.2m舗装市道（建築基準法42-1-1）
	接道状況	中間画地、等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅
	南東側	道路
	北東側	住宅
	北側	神社
	西～南西側	住宅等
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	不動産鑑定士による独自調査の結果、公的資料，過去の地歴，現在の使用状況等からは土壌汚染の存在を示す端緒は認められなかった。但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	前頁の特記事項参照	

2　建物の概況及び利用状況等（物件３）

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　（登記記載）令和3年3月31日新築 経過年数　約5年 経済的残存耐用年数　約25年	
仕　　様	構　造	木造
	屋　根	ソーラーパネルぶき
	外　壁	サイディング等
	内　壁	クロス貼等
	天　井	クロス貼等
	床	フローリング等
	設　備	電気、給排水等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 124.22㎡ 増築はなく、登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階　層	２階建
	現況用途	居宅
	間取り	５ＬＤＫ＋ウォークインクローゼット
品　　等	普通程度	
保守管理の状態	普通程度。概ね経年相応の劣化等が認められる。	
建物の利用状況	所有者が居宅として使用している。	
特記事項	・オール電化 ・内壁クロスに一部汚れや剥がれあり。 ・建築確認あり、検査済証あり。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件１・２（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
1	62,100	0.84	174.55	0.90	8,195,000
2	62,100	0.84	314.04	0.90	14,743,000
合計			488.59		22,938,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 岸和田-5

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
79,300円／㎡	× 100.3/100	× 100/100	× 100/128	＝ 62,100円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	1.02	1.25	1.00	1.28
	最寄駅距離等＋2			

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	0.90	0.93	1.00	0.84

ウ 地積：登記数量採用。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②　物件３（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入）エ（ア×イ×ウ）
3	170,000	124.22	0.59	12,459,000

ウ 現価率

経過年数	約5年
経済的残存耐用年数	約25年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5%＋（１－0.05）×経済的残存耐用年数25年／（経過年数5年＋経済的残存耐用年数25年）｝×（１－0.3）

＝ 0.59

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円）（千円未満四捨五入） ウ（ア×イ）
1	8,195,000	0.50	法定地上権	4,098,000
2	14,743,000	0.50	法定地上権	7,372,000
			合計	11,470,000

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円）（1①オ）（1②エ） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円）（2①ウ） イ	占有減価 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価(敷金等)（円） カ	評価額（円）（万円未満四捨五入） キ〔（ア＋イ）×ウ×エ×オ－カ〕
1	8,195,000	－4,098,000		0.90	0.70		2,580,000
2	14,743,000	－7,372,000		0.90	0.70		4,640,000
3	12,459,000	＋11,470,000	1.00	0.90	0.70	0	15,080,000
一括価格（合計）							22,300,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件においては、筆界の確認等に要する時間・費用等及び市場性の減退を考慮して、市場性修正率を0.90と決定した。

オ 競売市場修正

「第２ 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ，競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合不要。

第６　参考価格資料

１　地価公示 岸和田-5

所　　在	：	岸和田市尾生町3丁目3443番「尾生町3-16-2」
価　　格	：	79,300円／㎡
位　　置	：	ＪＲ阪和線 下松駅 南東方 約1.4km（道路距離）
価格時点	：	令和8年1月1日
地　　積	：	103㎡
供給処理施設	：	水道、ガス、下水
接面街路	：	北6m市道
用途指定等	：	第1種住居地域（建ぺい率60％，容積率200％） 準防火地域
地域の概要	：	一般住宅が建ち並ぶ中に事業所等も見られる地域

２　固定資産税評価額　（令和7年度）

物件１	：	7,179,241円
物件２	：	12,916,465円
物件３	：	11,308,809円

第７　附属資料

１　受命物件の位置図
２　公図写
３　地積測量図写
４　建物図面・各階平面図写
５　土地建物位置関係図
６　間取略図

以　　上

令和　7年（ケ）第　　104号

物　件　目　録

1　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　729番2

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　174．55平方メートル

2　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目

　　地　　番　　729番3

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　314．04平方メートル

3　所　　在　　岸和田市尾生町三丁目729番地3

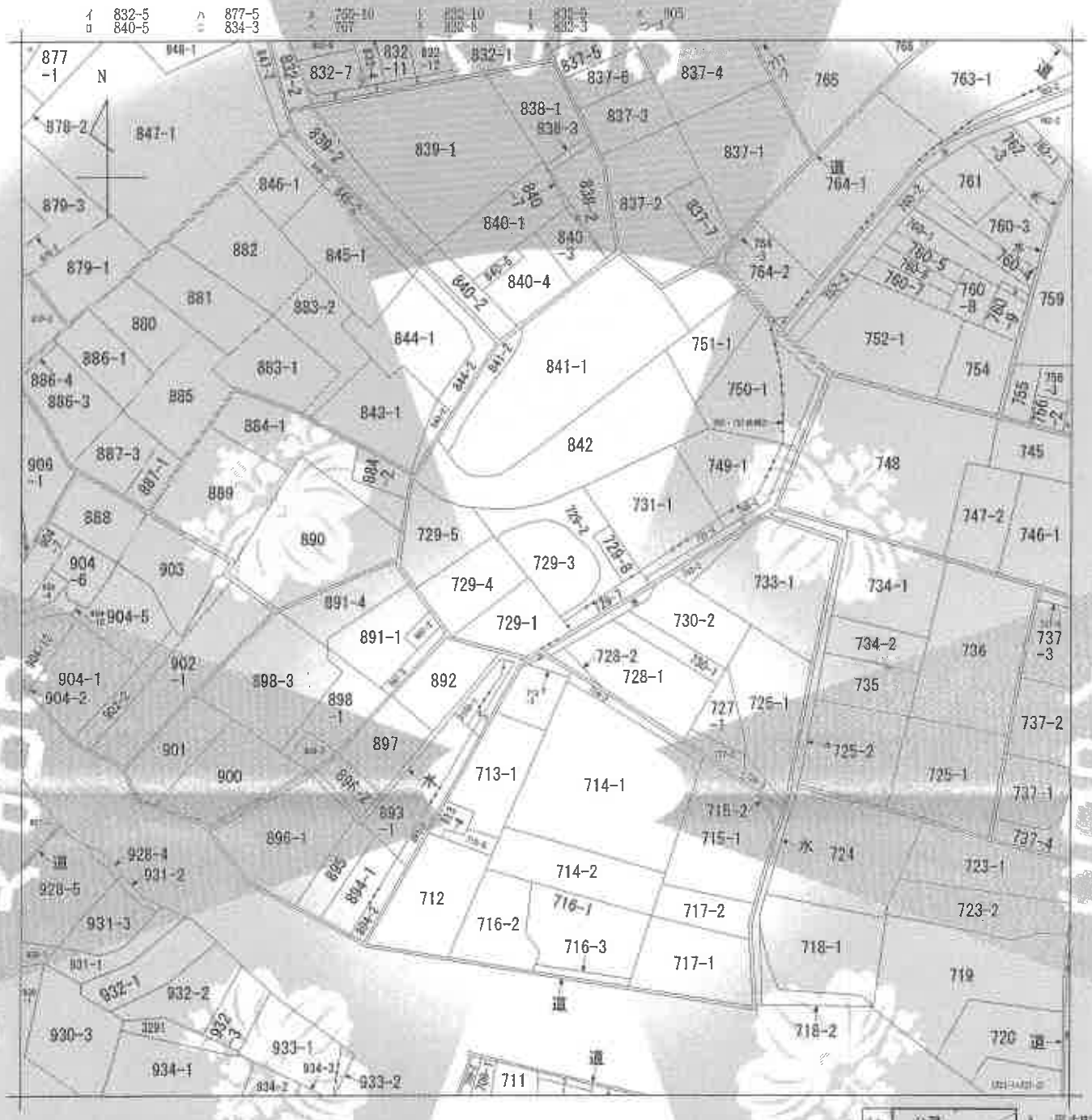
　　家屋　番号　　729番3

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造ソーラーパネルぶき2階建

　　床　面　積　　1階　65．47平方メートル
　　2階　58．75平方メートル


位置図
最寄駅
地価公示標準地
対象不動産
岸和田市
久米田池
中島池
地理院地図
300 m



(注) 本図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法第14条地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	岸和田市尾生町三丁目				地番	729番3			
出力方法	縮尺	不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				地図記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局岸和田支局管轄)

令和7年11月11日

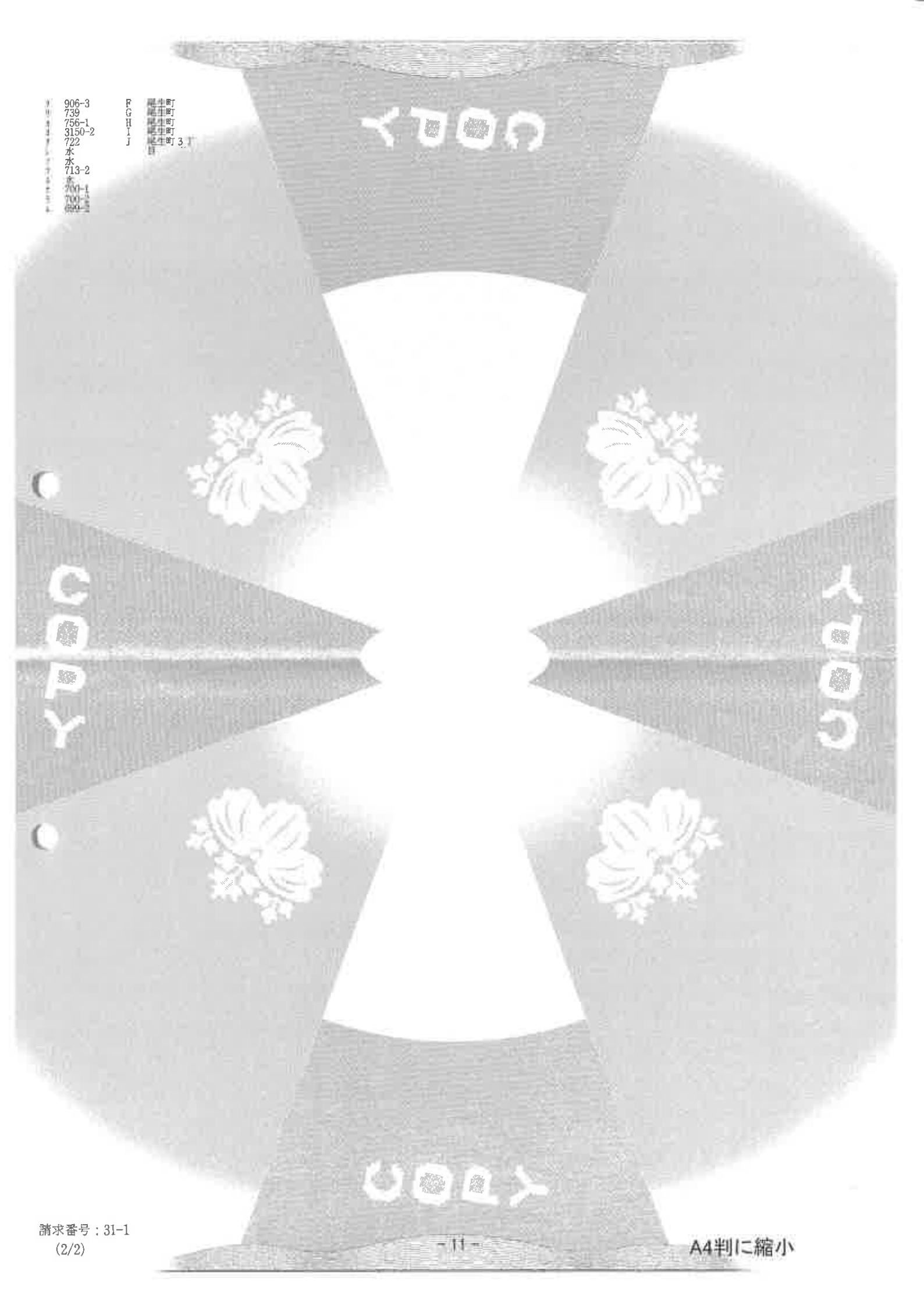
東京法務局豊島出張所

登記官 [redacted]

請求番号：31-1

(1/2)

A4判に縮小



請求番号：31-1
(2/2)

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局岸和田支局管轄）
令和7年11月11日　東京法務局豊島出張所
登記官
[redacted]
[redacted]
A4横に縮小

015787

前729-2後・新

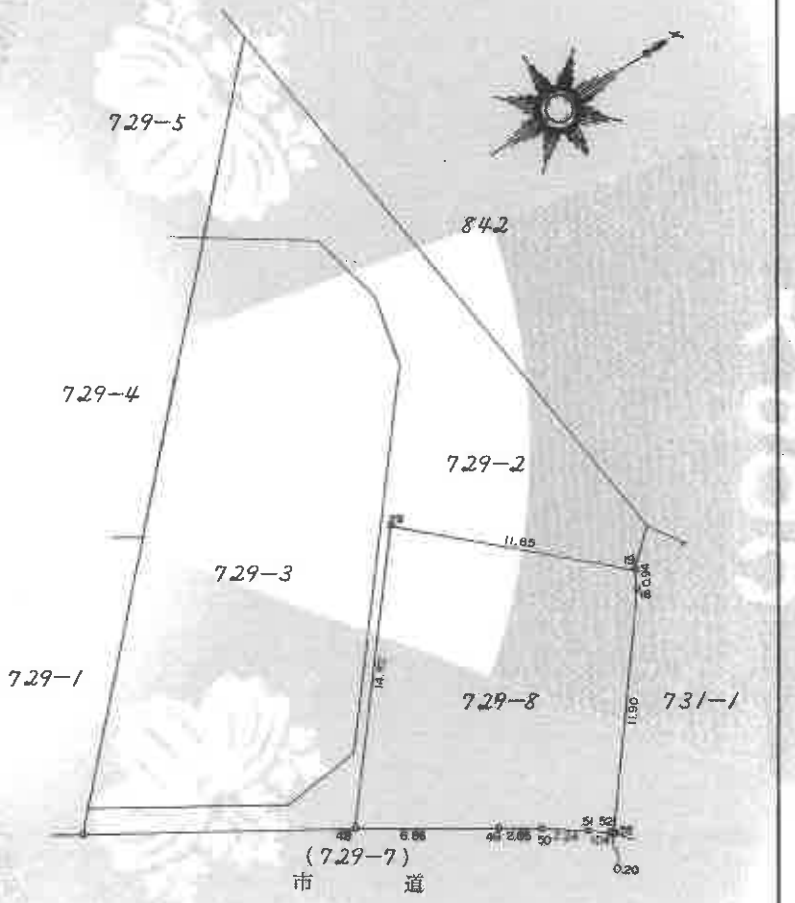
地番	729-2, -8
土地の所在	岸和田市尾生町 尾生町三丁目

地積測量図 57.7.14

** ｻﾝﾋｮｳ ｷｭｳｾｷﾋｮｳ **

ﾁﾊﾞﾝ	NO	ﾋｮｳｼｷ	X	Y	ﾍﾝﾁｮｳ	ｿｸｾﾝ
729	29	()	62.049	65.301		
-8	48	()	62.955	50.628	14.70	29- 48
	49	()	56.103	51.081	6.86	48- 49
	50	()	54.051	51.174	2.05	49- 50
	51	()	51.806	51.166	2.24	50- 51
	52	()	50.768	51.077	1.04	51- 52
	53	()	50.572	51.015	0.20	52- 53
	18	()	50.180	62.909	11.90	53- 18
	19	()	50.284	63.852	0.94	18- 19
	29	()	62.049	65.301	11.85	19- 29
		ﾊﾞｲｾｷ 2A	330.412761			
		ﾒﾝｾｷ A	165.206380		ﾁｾｷ	165.20
729			ｺｳﾎﾞ	339.760000		
-2			ｿｳｹｲ	165.206380		
			ｻﾝﾁ	174.553620	ﾁｾｷ	174.55

* ｼｮｳｷｼｽ　JECﾓﾝﾛｰﾌﾟﾛｯﾃｲﾝｸﾞﾊﾞｲﾀｰｼｽﾃﾑ
* ｺｳｼｷ　A=1/2Σ(X2-X1)(Y2+Y1)



作製者	[redacted]	(昭和57年7月13日作製)	申請人	[redacted]	㊞	縮尺	1/250

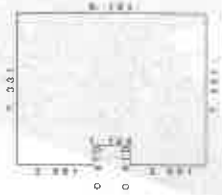
(大阪土地家屋調査士会)

請求番号：31-2

登記年月日：令和3年4月5日

各階平面図

1階



求積表

9.151	×	6.421	= 58.7586
3.69	×	0.910	= 3.3588
3.69	×	0.910	= 3.3588
		計	65.4762

床面積　65.47 ㎡

2階



求積表

9.151	×	6.421	= 58.7586

床面積　58.75 ㎡

建物図面

家屋番号	729番3
建物の所在	岸和田市尾生町三丁目729番地3



作成者	[redacted]	(令和 3 年 4 月 3 日作成)	縮尺	1/250		申請人	[redacted]	縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局岸和田支局管轄）
令和7年11月11日　東京法務局豊島出張所
登記官　[redacted]

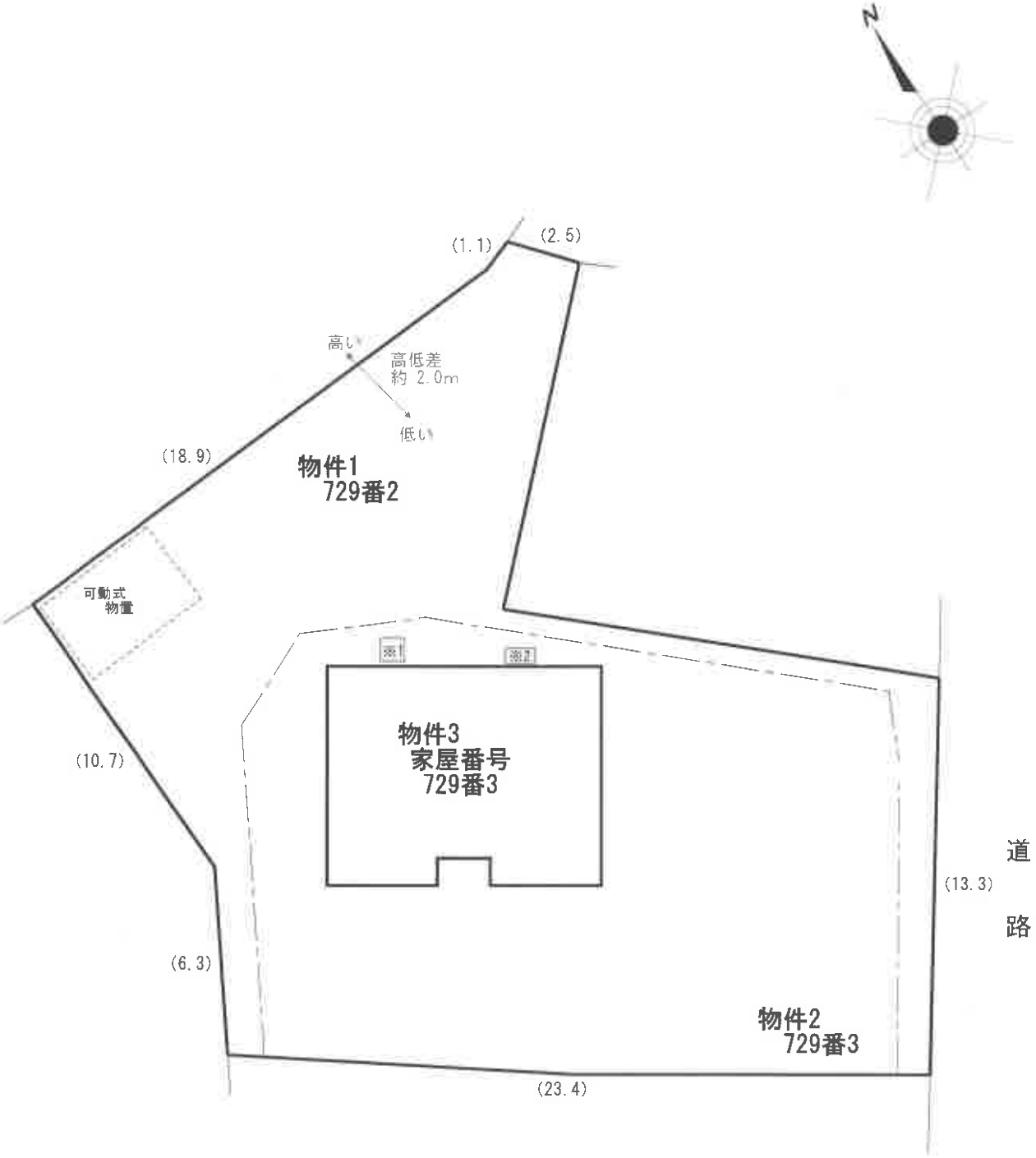
A4判に縮小

請求番号：31-3

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第104号

目的建物の敷地として
使用されていると思われる部分

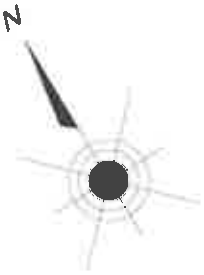


※1　ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機（貯湯ﾀﾝｸﾕﾆｯﾄ）

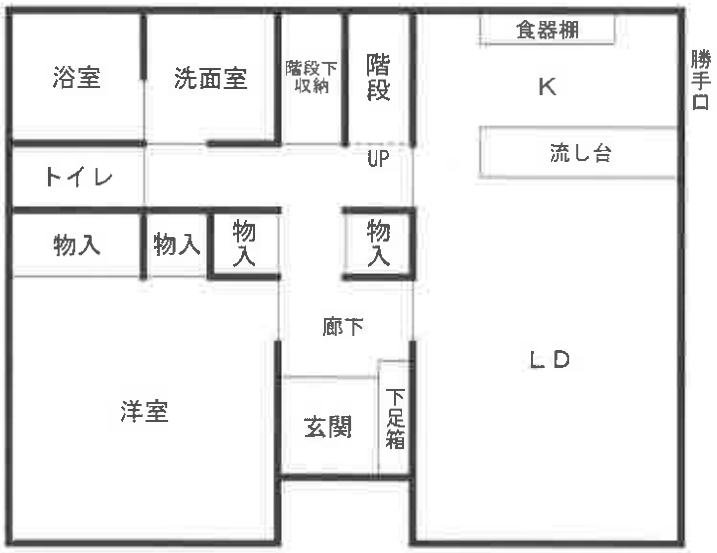
※2　蓄電池ﾕﾆｯﾄ

間取略図

令和7年（ケ）第104号



1階平面図



2階平面図

